

伊勢崎市議会基本条例 評価・検証結果報告書

令和8年2月

議会改革推進特別委員会

1 はじめに

伊勢崎市議会基本条例（令和4年3月24日条例第2号）は、議会改革調査特別委員会（令和元年度～4年度）を中心に制定に向けた議論を重ね、令和4年5月1日から施行となりました。施行後、原則として一般選挙後、その任期中に条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を市民に公表することが第27条に規定されています。この規定に基づき、各条文に規定されている内容について、これまでの取組と照らし合わせ、現在の達成状況を確認し、今後の方向性について検証しました。なお、検証については、令和7年5月13日の議会運営委員会において、議会改革に関する調査を付託されている議会改革推進特別委員会で行うものとなりました。

2 評価・検証体制について

議会改革推進特別委員（11名）

委員長	鈴木良尚	副委員長	長谷田公子
委員	新井智	委員	栗原真耶
委員	佐藤智則	委員	新藤靖
委員	田部井美晴	委員	田村幸一
委員	野田文雄	委員	藤生浩二
委員	吉山勇		

3 評価・検証の取組状況について

会議回数	開催年月日	検証内容
1	R7.6.18	「市議会基本条例に基づく条例目的達成状況の検証及び公表に関する要領」及び「議会基本条例評価・検証シート」を協議・決定し、検証及び公表までの日程についても協議・決定を行った。
2	R7.8.29	第1章から第3章までの評価・検証を実施。
3	R7.9.25	継続調査となった第1章から第3章までの評価・検証を再協議。 第4章から第6章までの評価・検証を実施。
4	R7.11.21	評価持ち越しとなった項目について再協議。 第7章から第9章までの評価・検証を実施。
5	R7.12.11	評価・検証結果報告書を決定。正副委員長から議長へ提出。
6	R8.2.13	議会運営委員会への報告。

4 評価・検証方法について

「市議会基本条例に基づく条例目的達成状況の検証及び公表に関する要領」に基づき、達成状況及び今後の取組について、段階を定めて検証を行うこととした。

「市議会基本条例に基づく条例目的達成状況の検証及び公表に関する要領 抜粋」

4. 検証の方法

- ・全27条について、1条ずつ検証を実施する
- ・検証は、伊勢崎市議会基本条例評価・検証シートを用いて行う
- ・検証の段階は、A・B・Cの3段階で評価するものとする（※1）
- ・評価実施後、今後の取組について、検討を行う（※2）
- ・各会派、会派に属さない議員については各議員において条文に規定されている内容の達成状況について検証を実施する
- ・それぞれの検証結果を議会改革推進特別委員会（以下「本特別委員会」という。）にて報告し、本特別委員会での協議の上、検証結果を決定し、報告書を作成する。
- ・検証結果報告書について、議長に提出するとともに、議会運営委員会において、最終的な決定をする。

（※1）

【評価の段階】

- | | |
|---------|-------------------------|
| A：達成 | 当該条項は概ね（8割程度）その目的を達成した。 |
| B：一部達成 | 当該条項は一部（5割程度）その目的を達成した。 |
| C：未達成 | 当該条項は目的を達成できなかった。（3割以下） |
| —：評価対象外 | 当該条項は検証の対象外とする。 |

（※2）

【今後の取組】

- 1：条文に従い、継続して取り組んでいく。
- 2：達成に向けて、今後の取組を検討する。
- 3：条文の改正を検討する。
- 4：その他

5 評価・検証結果について

伊勢崎市議会基本条例（令和4年3月24日条例第2号）

第1章 総則

（目的）第1条

<p>この条例は、伊勢崎市議会（以下「議会」といいます。）及び伊勢崎市議会議員（以下「議員」といいます。）の責務、活動原則その他の議会に関する基本的理念及び事項を定めることにより、議会が政策立案機能及び行政運営に対する監視機能を十分に発揮し、伊勢崎市民（以下「市民」といいます。）の負託に応え、もって市民の福祉の向上及び伊勢崎市政（以下「市政」といいます。）の発展に寄与することを目的とします。</p>			
評価結果	—	今後の取組	1
【評価の理由】			
※評価の対象外			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
目的に沿った運用となるよう、次年度以降も引き続き取り組んでいく。			

第2章 議会及び議員の責務及び活動原則

（議会の責務及び活動原則）第2条

<p>議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視する責務を負います。</p> <p>2 議会は、地域の特性を生かした新しい地域づくり及びソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、活動します。</p> <p>3 議会は、多様な市民意思の把握に努め、議会として政策立案に努めます。</p> <p>4 議会は、常に市民の立場に立ち、行政運営を監視及び評価します。</p>			
評価結果	B	今後の取組	2
【評価の理由】			
議会運営及び特別委員会を公開するなど条例に沿い議会の公正性、透明性を高める取組を進めたが、多様な市民意思の把握についてはさらに工夫が必要と考える。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
政策研究の推進のため、市民及び団体との意見交換の場を設けるなど、市民意思の把握のための取組を進める。			

(議員の責務及び活動原則) 第3条

議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重しなければならないものとします。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動を行わなければならないものとします。

3 議員は、市民全体の利益を勘案して活動を行わなければならないものとします。

4 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすものとします。

評価結果	B	今後の取組	2
【評価の理由】			
一般質問等を通して市民の多様な意見を市政に反映するよう努めているが、さらに的確な市民意見の把握が必要である。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
多様な意見・要望等を市政に反映できるよう各議員が研さんに努める。市民に議会への関心を高めてもらえる取組をさらに工夫する。			

(会派) 第4条

議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する複数の議員で構成する会派を結成することができます。

2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間での調整を行い、合意形成に努めるものとします。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
各会派が会派内の議員相互の活発な意見交換を行い、会派間においても丁寧な合意形成に取り組んできた。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
会派間での効率的な合意形成に引き続き取り組む。			

第3章 議会運営の原則

(本会議及び委員会の公開) 第5条

<p>議会は、原則として、全ての本会議及び委員会を公開します。ただし、公開しない場合にあつては、その理由を明らかにしなければならないものとします。</p> <p>2 議会は、前項本文の規定により公開する本会議及び委員会の開催についてあらかじめ市民に周知するよう努めます。</p>			
評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
本会議及び委員会の日程については、市議会いせさき・ホームページ・フェイスブック等で事前に掲載し、市民に対して傍聴機会を周知した。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
様々な媒体を活用して、さらに日程の周知を進める。			

(討議の原則及び意見集約) 第6条

<p>議会は、議決に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くします。</p> <p>2 議会は、原則として、委員会を中心に議員間討議を行うことができます。</p> <p>3 議長及び委員長は、前2項の規定に基づき本会議及び委員会を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとします。</p>			
評価結果	B	今後の取組	1
【評価の理由】			
公平で自由な議論の確保に努めたが、委員間討議については1回の実施にとどまった。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
委員間討議への理解を深めるため研修等の機会を設け、さらなる活用を進める。			

(議会運営委員会) 第7条

議会は、円滑な議会運営のため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条第1項に規定する議会運営委員会を活用します。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
支障なく活用されたものとする。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに充実させるよう努める。			

(協議等の場) 第8条

議会は、法第100条第12項の規定による協議又は調整の場として、次に掲げる会議を活用します。

- (1) 議員協議会
- (2) 会派代表者会議

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
支障なく活用されたものとする。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに活用するよう努める。			

(委員会活動) 第9条

委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動を行うものとします。

2 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとします。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
新型コロナウイルス対応や地域交通対策など、市政及び市民の課題に対応した調査を適宜行うことができた。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに充実させるよう努める。閉会中の委員会活動について研究する。			

第4章 市民に開かれた議会

(請願及び陳情) 第10条

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱います。

2 議会は、必要に応じて、請願者又は陳情者の意見陳述等を行う機会を設けます。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
請願及び陳情についてはともに市民からの政策提案として位置づけ、真摯に取り扱っている。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
今後も丁寧な取扱いに努める。			

(広報及び広聴) 第11条

<p>議会及び議員は、市民への情報提供等の広報広聴活動の充実により、市民に対する説明責任を果たし、その負託に応えるものとします。</p> <p>2 議会は、議会の広報紙（以下「議会報」といいます。）の内容及び紙面の構成を含めて、見やすく、市民に愛される議会報づくりを目指します。</p> <p>3 議会は、市民に分かりやすい情報発信に努め、不断に議会報及びホームページの充実を図ります。</p>			
評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
市民に対してより分かりやすい情報発信になるよう努力した。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
市民が議会に興味・関心を持ってもらえるよう、議会報及びホームページの充実、議会としてのSNS発信などさらに工夫を重ねる。			

(意見交換会の実施) 第12条

<p>議会は、必要に応じて、市民との意見交換会を開催して、市民の声を議会運営の改善や政策提言に活用します。</p>			
評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
<p>以下のとおり、意見交換会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・伊勢崎市私立保育園会と文教福祉委員会。・伊勢崎市消防団と総務委員会。・（一社）群馬県宅地建物取引業協会伊勢崎支部と建設水道委員会。・伊勢崎市自立支援協議会と文教福祉委員会。・伊勢崎商工会議所と経済市民委員会。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに積極的に実施する。			

(情報公開) 第 1 3 条

議会は、伊勢崎市情報公開条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 7 号）の規定による行政情報の公開請求に適切に対応するとともに、議案に対する議員の賛否を公表する等、議会が保有する情報の公開に努めます。

2 議会は、原則として、会議録及び委員会の記録を閲覧できるようにしなければならないものとします。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
情報公開は出来ている。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに充実する。			

(共生社会の推進) 第 1 4 条

議会は、バリアフリー及びユニバーサルデザインを基本とし、市民誰もが参加できる議会を目指します。

2 議会は、手話の普及活用その他の情報保障の充実に努め、市民誰もが分かりやすい議会を目指します。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
録画配信への字幕付与など充実に努めた。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
市民意見に沿い、さらに充実に努める。			

第5章 市長等との関係

(質問及び質疑) 第15条

本会議における質問及び質疑は、一括質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、論点を明確にして行うものとします。			
評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
市民にとって分かりやすい議会にするため、一括方式か一問一答方式かを選択できるようにした。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
一問一答方式の評価を行い、質問及び質疑の改善、質の向上に努める。			

(反問権) 第16条

市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」といいます。）は、議員からの質問及び質疑に対して、その論点を整理するため、本会議にあっては議長の、委員会にあっては委員長の許可を得て反問することができます。			
評価結果	B	今後の取組	1
【評価の理由】			
本会議で反問権が行使された。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
執行側に反問権の行使についての周知を行い、活用しやすい環境にしていく。			

(政策提案等の説明) 第17条

議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めるため、市長に対して次に掲げる事項について説明を求めることができます。

- (1) 政策の根拠
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 総合計画における位置付け

2 議会は、予算及び決算の議案を審議するに当たり、前項の規定に準じて、政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めることができます。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
必要に応じて説明を求めた。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに適切に説明の機会を求めていく。			

(議決事件の追加) 第18条

議会は、法第96条第2項の規定により、同条第1項に規定する事件のほか必要な事件を議決事件として追加することができます。

- 2 議会は、前項の規定により議決事件を追加し、又は追加した事件を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならないものとします。
- 3 議会で議決すべき事件は、別に条例で定めます。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
支障なく運営された。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに適切に運用していく。			

第6章 議会の機能強化

(議会改革並びに議会機能の強化及び充実) 第19条

議会は、社会環境、経済情勢等の変化により生じる市政の課題や市民要望に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組み、議会機能の強化及び充実を図ります。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
順調に運営された。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに議会機能の強化及び充実が図られるよう努める。			

(議会事務局体制の強化) 第20条

議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能の充実及び組織体制の整備に努めます。

- 2 議会は、議会事務局の法務機能の強化を図ります。
- 3 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めるものとします。
- 4 議会事務局は、法第138条第5項に鑑み、市長等からの独立性を保持するものとします。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
タブレット端末の導入などにより、情報提供体制は充実してきた。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
議会事務局との連携をさらに進め、議事調査能力を含む議員の資質向上及び議会運営の円滑かつ効率的運営に努める。			

(専門的知識の活用) 第21条

議会は、審査又は調査に当たり、法第100条の2の規定による学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努めます。			
評価結果	C	今後の取組	2
【評価の理由】			
実績が無く、活用の検討が必要である。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
活用方法を具体的に検討し、必要に応じ学識経験者等の協力を得た調査機会を設ける。			

(議会図書室の充実) 第22条

議会は、議員の調査研究及び政策立案等の能力向上を図るため、議会図書室の充実及び機能の強化に努めるとともに、その有効活用を図ります。			
評価結果	B	今後の取組	2
【評価の理由】			
図書室の活用は不十分であり、在り方を検討すべきである。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
各会派・議員より要望を出し合い、活用される図書室を目指し改善を図る。			

(政務活動費) 第23条

会派又は議員は、政策立案等の能力向上を図るため、別に条例で定める政務活動費を有効に活用し、政務活動の充実に努めるものとします。

2 議長は、政務活動費に係る収支報告書等を公表し、その使途の透明性の確保に努めるものとします。

評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
おおむね支障なく運営された。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
さらに有効に活用していく。			

第7章 災害時の対応

第24条

議会は、大規模災害が発生し、伊勢崎市災害対策本部（伊勢崎市災害対策本部条例（平成17年伊勢崎市条例第24号）に基づき設置される災害対策本部をいいます。以下この条において「対策本部」といいます。）が設置された場合において、次のとおり対応します。

- (1) 議員による協議、調整等を行うための組織を設置します。
- (2) 被災状況等の情報を取りまとめ対策本部に伝えます。
- (3) 必要に応じて、対策本部に提案、提言、要望等を行います。

2 議会は、大規模災害発生時における議会及び議員の対応及び行動基準を別に定めます。

評価結果	B	今後の取組	2
【評価の理由】			
災害時における伊勢崎市議会及び議員の対応に係る申し合わせを策定した。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
申し合わせのさらなる検証が必要である。			

第8章 議員の政治倫理

第25条

議員は、市民の厳粛な負託を受けていることを深く自覚し、市民全体の代表者として常に良心と高い倫理性を持って職務に精励するものとします。			
評価結果	—	今後の取組	1
【評価の理由】			
※評価の対象外			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
今後も市民の負託に応えるべく努力する。			

第9章 最高規範性並びに条例の検証及び見直し

(最高規範性) 第26条

この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例その他の規程を制定改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとします。			
評価結果	—	今後の取組	1
【評価の理由】			
※評価の対象外			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
今後も、議会に関する条例及びその他の規程の制定改廃において本条例との整合性を図っていく。			

(条例の検証及び見直し) 第27条

<p>議会は、一般選挙後その任期中、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を市民に公表します。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の見直しが必要な場合には、この条例の改正も含めて、適切な措置を講じます。</p>			
評価結果	A	今後の取組	1
【評価の理由】			
条例の達成状況の検証をおおむね適切に行うことができた。			
【今後の課題・検討事項・改正案等】			
今後も検証を重ねていく。			

6 評価・検証結果まとめ

評価の段階	項目数
A：達成（概ねその目的を達成した）	17
B：一部達成（一部その目的を達成した）	6
C：未達成（目的を達成できなかった）	1
—：評価対象外（検証の対象外とする）	3

今後の取組	項目数
1：条文に従い、継続して取り組んでいく	22
2：達成に向けて、今後の取組を検討する	5
3：条文の改正を検討する	0
4：その他	0

今回の検証において、ほとんどの条文について達成または一部達成していることを確認できました。

一方で、評価がCとなった専門的知識の活用については、実際に活用した事例はなく、活用方法の具体的な検討が必要であるという結果となりました。

また、今後の取組で2となった項目については、検討すべき課題として認識しました。

今後も、さらなる議会改革の推進を行い、課題とされたそれぞれの事項については、次年度以降も引き続き、適切な措置を講じていきたいと思っております。